

規約に基づき走行距離を適正に表示しましょう

中古バイクのプライスカード、広告、契約書(注文書)には、規約に基づき走行距離を適正に表示して下さい。

1. 実走行距離数の車両の場合

➡ 走行距離計の示すキロ数を表示

表示例
走行距離数:7854km()

2. 走行メーターが交換されている車両の場合(走行メーター交換歴車)

➡ 「走行メーターが交換されている旨」
及び交換前・後のキロ数を表示

表示例
走行距離数:メーター交換歴車 (交換前7854km
交換後 0km)

走行メーターが交換されている車両とは…

交換時点における交換前・後のキロ数、交換実施事業者名、交換実施年月日が記載された記録簿や品質評価書等の帳票類が備え付けてあり、かつ、同様の事項が記載された「走行メーター交換歴車シール」が貼付されている車両

⚠ カスタマイズによる走行メーターの交換も同様の考え方となります。

⚠ 仕入れた車両がカスタマイズ等により走行メーターが交換されているが、上記帳票類やシールの貼付が無く、交換前・後のキロ数や交換実施事業者名・年月日が確認できない場合、「走行メーター改ざん歴車」として表示する必要があります。

3. 走行距離数に疑義がある車両の場合

➡ 「？」の記号及び

- ① 推定できる根拠がある場合は「推定キロ数」を表示
- ② 推定できる根拠がない場合は「不明」と表示

表示例
走行距離数: ? km (推定7854km)

表示例
走行距離数: ? km (不明)

走行距離数に疑義がある車両とは…

改ざんの根拠や交換の記録はないが、走行メーターに示されているキロ数が実際の走行距離数であるかどうか疑わしい車両

推定できる根拠とは…

過去の走行距離数が記載されている帳票類(オークションの出品票や点検整備記録簿、保証書)等

4. 走行メーターの改ざんが判明した車両の場合(走行メーター改ざん歴車)

➡ 「改ざんされている旨」を表示

走行距離数は記載せず、「改ざん歴車」「走行メーター改ざん歴車」等、走行メーターが改ざんされている旨を表示して下さい。

表示例
走行距離数: km (改ざん歴車)

走行メーターの改ざんが判明した車両とは…

点検整備記録簿やオークション履歴等と比べて走行距離数が逆転していることが判明した車両

走行メーターの改ざんが判明した車両や、走行メーターが交換されている車両には、公取協作成のシールを貼付して下さい。

走行メーター交換歴車シール

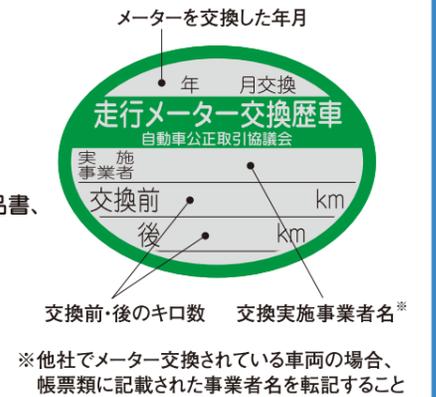
① 自社で走行距離計を交換した車両の場合、

➡ 「交換前・後のキロ数」、「交換実施事業者」、「交換実施年月」を記載した「走行メーター交換歴車シール」を、メインフレーム(下記参照)に貼付して下さい。

➡ 併せて、シール貼付の裏付けとして交換前・後のキロ数等が記載された帳票類(点検整備記録簿、契約書、品質評価書、交換メーターの発注伝票・納品書、コンピュータのデータ等)を一定期間(最低2年間程度)保存して下さい。

② 仕入れ以前に他社で走行メーターが交換されている車両で、「走行メーター交換歴車シール」が貼付されていない場合、

➡ 帳票類(点検整備記録簿、契約書、品質評価書、交換メーターの発注伝票・納品書、コンピュータのデータ等)の記載事項を同シールに転記して、メインフレーム(下記参照)に貼付して下さい。



走行メーター改ざん歴車シール

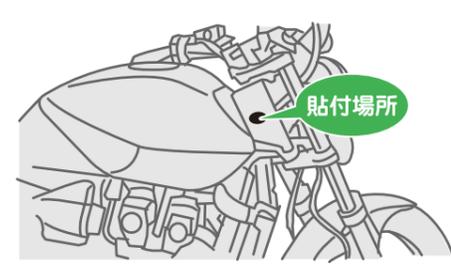
走行距離計の改ざんが判明した車両の場合、

「改ざんが判明した年月」を記載した「走行メーター改ざん歴車シール」を、メインフレーム(下記参照)に貼付して下さい。

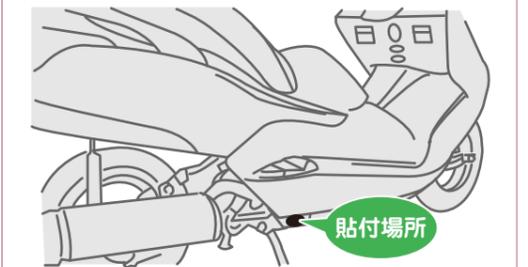


シールの貼付場所例

フレームヘッド (スクーター以外)



フレームナンバー付近 (スクーター)



走行距離の不当表示は絶対に行わないこと

走行メーターの巻き戻し・交換等による走行距離の不当表示は、社会的にも大きな問題となり、二輪車業界の信用を失墜させる行為です。絶対に行わないこと。

規約第17条(不当表示の禁止)

販売業者は、中古車の品質、規格、性能その他の内容について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

(3) 走行距離計の操作、取替えなどにより、走行距離数について、実際のものよりも少ないと一般消費者に誤認されるおそれのある表示

行為類型

1. 走行メーター(計器)の操作(巻き戻し)
2. 走行メーターの交換
3. 仕入れた中古バイクの走行距離が実際のものよりも少ないことを知りながら、その旨を表示しないで販売

不当表示

走行キロ数が、実際のものよりも少ないかのように誤認させる表示

表示とは

- ① 走行メーター(計器)の示すキロ数
- ② 展示車のプライスカード、広告等に表示したキロ数

※一般消費者に販売することを前提とした事業者間取引(オークション、業販等)についても、不当表示の対象となります。

行為類型1

販売業者が、走行距離数を示す計器を操作して巻き戻し、巻き戻されたキロ数で販売すること

※計器の操作は、社内のほか下請修理業者による場合も含まれます。また、従業員が独断で行った場合も、販売業者の責任となります。

行為類型2

販売業者が、走行距離数を示す計器をキロ数の少ないものと取替え、取替え前・後のキロ数を表示しないで、また、取替え前・後のキロ数等を記載した「走行メーター交換歴車シール」を貼付しないで販売すること

※メーターの不具合やカスタマイズのため、走行距離数の少ないメーターと取り替えた場合であっても、メーターを取替えた旨及び取替え前・後のキロ数を表示するとともに、取替え前・後のキロ数等を記載した「走行メーター交換歴車シール」を貼付しなかった場合は、不当表示となります。

チェック

バイクは、転倒による故障やカスタマイズのため、走行メーターを交換する場合があります。こうした場合であっても、メーター交換歴車である旨等を表示しなかったり、走行メーター交換歴車シールを貼付しないで販売した場合は、走行メーターを巻き戻したのと同じ行為とみなされます。規約に基づく適正な表示を実施して下さい。

行為類型3

販売業者が、仕入れたバイクの走行距離数が実際のものよりも少ないものであることを知りながら、その旨を説明しないで販売すること

※「知りながら」とは…

- ① オークションにおいて、「改ざん歴車」や「走行不明車」、「メーター交換歴車」を仕入れながら、その旨を表示せず、走行距離計の示すキロ数を実際の走行距離数として販売すること。
- ② 走行距離計が交換されていることを知りながら、その旨を表示せず、走行距離計の示すキロ数を実際の走行距離数として販売すること。
- ③ 仕入れた中古バイクの走行距離計の示すキロ数が実際のものよりも少なくなっていることを知りながら、その旨を表示せず、走行距離計の示すキロ数を実際の走行キロ数として販売すること。
- ④ 走行キロ数を少なくすれば、高く下取り(買取り)するなどほのめかし、ユーザーに走行距離計を操作するように仕向けて操作させ、下取り(買取り)すること。等

●本資料に関するお問い合わせは●



一般社団法人自動車公正取引協議会 二輪車業務部

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町4F
TEL.03-5511-2113 FAX.03-5511-2114 URL <http://www.aftc.or.jp>